【動物用医薬品販売従事登録等の事務手続きについて】



手続きは店舗の所在地を管轄する家畜保健衛生所で行ってください。
受付時間：平日　午前８：３０～１１：３０　午後１：００～４：３０

【動物用医薬品販売従事登録申請】

必要書類	注意！
□　動物用医薬品販売従事登録申請書	○　参考事項に、申請者の連絡先を記入してください
□　医薬品登録販売者試験等に合格したことを証明する書類	○　登録販売者試験合格通知書、又は合格証明書並びに販売従事者登録証（人体薬） ○　原本を持参してください
□　戸籍謄本又は抄本、戸籍記載事項証明書（６ヶ月以内のもの）　※	
□　雇用契約書等 （使用関係を証する書類）	○　申請者が医薬品の販売業者でない場合

□　手数料：７，１００円

※については、人体薬の販売従事登録証の写しを添付することで省略可能。
（ただし、令和２年１月１日以降、鹿児島県での人体薬の販売従事登録証の登録日が、動物用の申請日から３か月以内の場合に限る。）

【動物用医薬品販売従事登録消除申請】

■登録販売者が、医薬品の販売又は授与に従事しようとしなくなった、又は登録販売者が死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合等は、３０日以内に消除の申請と登録証の返納を行ってください。

必要書類	注意！
□　動物用医薬品販売従事登録消除申請書	○　事実発生日から３０日を過ぎた場合、参考事項に遅延理由を記載してください
□　動物用医薬品販売従事登録証	○　原本を持参してください

●死亡（失踪の宣告）した場合は、戸籍法による死亡（失踪）の届出義務者が申請

【動物用医薬品販売従事登録事項変更届出】

【動物用医薬品販売従事登録証書換え交付申請】

■氏名又は本籍都道府県名に変更が生じた場合は、事実発生日から３０日以内に変更の届出が必要です

●登録証の記載事項に変更が生じた場合、同時に登録証の書換え交付申請も行ってください。

必要書類	注意！
□　動物用医薬品登録販売者名簿登録事項変更届出書	○　事実発生日から３０日を過ぎた場合、参考事項に遅延理由を記載してください
□　戸籍謄本又は抄本、戸籍記載事項証明書	
□　動物用医薬品販売従事登録証書換え交付申請書	
□　動物用医薬品販売従事登録証	○　原本を持参してください

□　手数料：２，０００円

【動物用医薬品販売従事登録証再交付申請】

必要書類	注意！
□　動物用医薬品販売従事登録証再交付申請書	○　申請理由は、紛失、汚損など具体的に記載してください
□　動物用医薬品販売従事登録証	○　破損や汚損の場合は、提出してください

□　手数料：２，９００円

※　再交付後に紛失した登録証を発見した場合は、５日以内に返納してください。

○　令和８年９月 30 日で収入証紙の販売が廃止されるため、令和８年 10 月１日以降の申請は支払い窓口でのキャッシュレス決済または現金による支払いとなります。

○　令和８年９月 30 日までに購入された収入証紙については、令和９年３月 31 日まで使用できます。

○　キャッシュレス決済の場合は、本県ＨＰ「鹿児島県収入証紙制度の廃止について」に記載されているキャッシュレス決済対応端末設置場所にて支払いを行い、取引明細書を申請書と共に提出してください。

○　現金による支払いの場合は、県が収納事務を委託した団体の支払窓口（キャッシュレス決済対応端末の設置場所のうち「現金収納」に○がついている所属）で現金による納付を行い、取引明細書を申請書と共に提出してください。

※家畜保健衛生所での現金支払いはできません。

※ 不明な点がありましたら、管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。